
監査だより Vol.13

岩手県監査委員事務局 平成23年10月発行

☆ **ご紹介いたします** ☆

新しい監査委員をお迎えしました！！



平成23年9月10日付けで、議会選出の千葉康一郎委員と樋下正信委員が退任されました。

お二人の委員には、県議会議員の任期延長に伴い、約半年間任期を延長し監査委員を務めていただき、約2年半の間、本県の監査業務にご尽力いただきました。

また、平成23年9月26日から新たに高橋元委員と佐々木大和委員をお迎えしております。

引き続き、よろしくお願いいたします。

☆ **最近の予備監査事例から** ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもはどうでしょうか？

予備監査で見つかった不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

産業廃棄物運搬・処理の委託業務を

役務費で処理していませんか？

支出科目の誤り(指摘)



産業廃棄物の運搬・処理業務の支出処理に当たり、支出科目を誤って処理している例がありました。

産業廃棄物の運搬業務のみであれば役務費で処理しても問題ありませんが、産業廃棄物処理業務委託契約の締結により、産業廃棄物の処理業務も行う場合には委託費で執行しなければなりませんので注意してください。

また、産業廃棄物運搬処理業務委託の執行において、鉄くず等収入となる分について、委託費(支出)との相殺により処理していたケースもありましたが、鉄くず等売り払い分については相殺せず、諸収入等(雑入)で調定を行い、処理するよう注意してください

毒物・劇物の管理は適切ですか？

物品の取得、管理又は処分の不適當(注意)



毒物・劇物の管理に当たり、毒物劇物管理簿等による在庫量の管理を行っていない例がありました。

毒物・劇物を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法において「業務上取扱者」とされており、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等を防止するのに必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所等への表示を行うことなど、各種の義務が課されていますが、このことを認識していなかったようです。

毒物劇物は、その取扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼすおそれがあるばかりでなく、犯罪・事件に繋がる可能性も高いほか、事故等の際には対応に多大の経費を要することが予想されることから、細心の注意をはらって管理することが必要と思われれます。

新規に取得した工作物や賃借契約している

不動産の財産登録を忘れていませんか？

財産管理事務処理の不適當(指摘)

賃借している建物、新設した自転車置場の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていない例がありました。

担当者が財産管理事務に精通しておらず、リース物件(不動産)を準用財産として登録することや自転車置き場等の工作物の財産登録について理解していなかったことが原因として考えられます。

準用財産登録の事務処理については、公有財産規則上の規定はありませんが、総務部長通知により、規則を準用することとしていますので注意してください。

なお、管財課への合議は不要となっています。

事務局長からのひとくちコメント

監査だよりは、最近の不適當事例等の監査情報について速報することなどにより、監査機能の強化に資するという趣旨で行っているものです。

今号では、議会選出の監査委員の異動についてお知らせしています。

この外、最近の不適切な事務処理事例、平成22年度の各会計の決算審査意見書、22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率審査意見書などについて紹介しましたので、参考にしてください。

☆ 優良事例の紹介 ☆

岩手県農業研究センター-県北農業研究所の公舎管理

昨年度まで空舎が多く、半分以下の入居率であった公舎について、近隣の医療局職員に入居を斡旋し、その結果、入居率が約8割まで改善し、公舎の有効活用を図るとともに、公舎料収入の増加に努めていました。

遊休財産の有効活用、公舎料等の収入増加について検討する際の参考としてください。



☆ 平成23年度(上期)の監査結果と特徴 ☆

指摘・注意件数の合計が、前年度に比べ 38 件(45%)減少。

《結果》

平成 23 年度(上期)における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成 22 年度(上期)の指摘・注意件数に比較して、指摘が 27 件、注意が 11 件減少しています。

指摘区分別	平成 23 年度(上期)			平成 22 年度(上期)			対前年度比			摘 要 (H23 の主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予算経理一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収入事務	6	7	13	15	8	23	△9	△ 1	△10	調定の不適當→4 (調定の遅れ→3)
支出事務	9	11	20	25	17	42	△16	△6	△22	職員手当の誤支給→4 歳出年度の誤り→2 支払の遅れなど
契約事務	3	1	4	5	4	9	△ 2	△3	△5	無効とすべき見積書を有効な ものとした、変更契約してい ないものなど
工事の執行	-	-	-	1	-	1	△1	-	△1	
補助金事務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
財産管理	4	5	9	1	4	5	+3	+1	+4	財産管理簿の未整備など
行政事務の執行	-	-	-	2	2	4	△2	△2	△4	
合 計	22	24	46	49	35	84	△27	△11	△38	

注) 指摘事項は県報公表を行っている不適當な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。

【 特 徴 】

- ・被災地所在の機関を監査対象から除いたため監査実施数が減少し、それに伴って指摘・注意も減少しました。
- ・調定の不適當なものや旅費、職員手当の支給額の誤り、遅れなど、担当者以外に十分なチェックが行われていないことが原因で生じた誤りが多く見られました。
- ・また、財産管理簿の未整備など財産管理が不十分なものが昨年度より多くなっています。

☆ 決算審査意見書の概要をお知らせします ☆

監査委員は、毎会計年度、普通会計及び企業会計の決算を審査し、審査意見書を提出します。また、財政健全化法に基づき、財政の健全性及び経営の健全性を審査しました。今回の監査だよりでは、その概要をお知らせします。

1 『平成22年度岩手県歳入歳出決算』審査意見書

(1) 一般会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 113 億円余 (1.5%) の減少、歳出も 379 億円余 (5.2%) の減少となった。歳入は、算定方法の改正により地方交付税が増加したが、国の経済危機対策による交付金等の国庫支出金の減により減少した。歳出は、農林水産業費や土木費の事業費負担金等の減により減少した。
- ② 歳入歳出差引額は 398 億 3,669 万 7 千円で、実質収支額は 149 億 3,187 万 9 千円の黒字となった。



【歳入歳出決算収支の状況 (一般会計)】

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	736,946,966 千円	748,260,146 千円	△11,313,180 千円	△1.5%
歳出決算額 (b)	697,110,269 千円	735,106,861 千円	△37,996,592 千円	△5.2%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	39,836,697 千円	13,153,285 千円	26,683,412 千円	202.9%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	24,904,818 千円	9,218,613 千円	15,686,205 千円	170.2%
実質収支額 (c) - (d)	14,931,879 千円	3,934,672 千円	10,997,207 千円	279.5%

(2) 特別会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 112 億円余 (6.1%) の減少、歳出も 120 億円余 (6.7%) の減少となった。
- ② 歳入歳出差引額は 48 億 3,309 万 2 千円で、実質収支額は 45 億 2,442 万円の黒字となった。

【歳入歳出決算収支の状況 (特別会計)】

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	173,252,517 千円	184,474,574 千円	△11,222,057 千円	△6.1%
歳出決算額 (b)	168,419,425 千円	180,432,894 千円	△12,013,469 千円	△6.7%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	4,833,092 千円	4,041,680 千円	791,412 千円	19.6%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	308,672 千円	138,467 千円	170,205 千円	122.9%
実質収支額 (c) - (d)	4,524,420 千円	3,903,213 千円	621,206 千円	15.9%

(3) 総括的意見

① 歳入及び歳出について

歳入の確保については、被災地域の早期の復旧・復興を図るため、国との連携のもとに財源の確保に努めていくことが重要な課題である。

歳出については、県債残高が増加し、公債費も高い水準にあることから、中長期的な視点に立ちながら財政健全化に向けた計画的な取組みが求められている。

② 収入未済額について

過去の審査意見書において、年々増加する収入未済額及び繰越額の縮減に向けた取組みを求めたところであるが、22年度会計においても収入未済額はさらに増加していることから、より一層の強力な取組みにより縮減に努められたい。

③ 総括的意見

「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」という姿を目指して、県民が復旧・復興したと実感することができる施策を着実に実施するためにも、事務事業の見直し、重要施策の重点的实施などにより限られた財源を有効に活用するよう努力されたい。併せて、復興への財源の確保が今後において県民に重い負担とならないよう質の高い行財政運営を推進されるよう望むものである。

(4) 個別的意見

① 東日本大震災津波に伴う歳入への影響について、適切に調査し国への働きかけを行うなど今後の財政運営に反映されたい。

② 被災した県有財産について、速やかに査定を行い財産の適正な管理に努められたい。

③ 未曾有の事態を教訓として、災害への対応状況を検証し危機管理体制の充実強化に努められたい。

事務局長から

平成22年度の各会計の決算審査意見書、健全化判断比率・資金不足判断比率審査意見書は9月28日に監査委員から知事に提出しました。

審査意見書の内容は、東日本大震災津波の影響を踏まえ、普通会計では主として次のような課題・意見となっています。

- ・歳入の確保と歳出面の健全化
- ・収入未済額や繰越額の縮減
- ・復旧・復興が実感できるような施策の実施、計画的で質の高い財政運営
- ・東日本大震災津波に関連した歳入の確保、県有財産の適正管理、危機管理体制の充実強化



2 『平成22年度岩手県立病院等事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 総収支は、事業収益 950 億 8,962 万 2,431 円に対し、事業費用は 961 億 7,899 万 8,514 円で、10 億 8,937 万 6,083 円の純損失が生じ、累積欠損金は 200 億 3,162 万 1,453 円となった。
- ② これは、入院基本料の上位施設基準取得や診療報酬改定などにより事業収益が前年度比 3.5%増加した一方で、事業費用は給与費や退職給与金等の償却費用の増の他、東日本大震災津波による被害等に係る特別損失が計上されたことなどから対前年比 2.3%増となった。
- ③ 上記のとおり、事業収益の増加率が事業費用の増加率を上回ったことから、純損失額は前年度比較で 10 億 7,253 万円余改善された。



区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	95,089,622 千円	91,832,743 千円	3,256,879 千円	3.5%
事業費用 (b)	96,178,998 千円	93,994,658 千円	2,184,340 千円	2.3%
純損失 (c) = (b) - (a)	△1,089,376 千円	△2,161,915 千円	1,072,539 千円	△49.6%
前年度繰越欠損金 (d)	18,942,245 千円	16,780,330 千円	2,161,915 千円	12.9%
当年度未処理欠損金 (e) = (c) + (d)	20,031,621 千円	18,942,245 千円	1,089,376 千円	5.8%

利用患者数の状況

項 目	平成 22 年度	平成 21 年度	対前年度増減
入院患者数	1,436,406 人	1,473,612 人	△37,206 人
外来患者数	2,119,914	2,227,275	△107,361
計	3,556,320	3,700,887	△144,567

(2) 審査意見

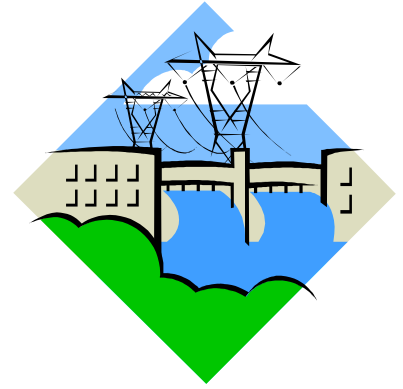
- ① 今後の経営に当たっては、安定した経営基盤を確立するため、医業収益の確保はもとより、事業運営体制を強化するとともに、職員給与費の適正化や材料費の効率的執行、個人医療未収金の縮減など経営健全化に向けた取組みを積極的に推進し、今後も「岩手県立病院等の新しい経営計画」に掲げた経常利益の確保を期待する。
- ② また、医師確保に向けた取組みを一層推進して、良質な医療を提供できる環境を整備するとともに県立病院間での診療応援体制の充実や地域開業医との連携を強化するなど、地域医療を支える体制を構築する必要がある。
- ③ 東日本大震災津波により沿岸地域などの病院施設が被害を受けたところであるが、今後は、病院の復旧・復興に多額の費用を要することから、財源の確保に努めるとともに、今回の震災を踏まえ、関係機関との連携による地域医療体制の確保や県立病院間での連携強化などについて十分に検討する必要がある。

事務局長から



累積欠損金の額は病院ごとに大きな開きが生じてきています。個々の地域の実情を踏まえた上で、経営改善に取り組むことが求められます。累積剰余金の多いのは、A病院116億円、B病院51億円、C病院44億円の順です。累積欠損金の多いのは、X病院126億円、Y病院50億円、Z病院46億円の順です。累積欠損金の多い県立病院3つの合計額は222億円となり、県立病院全体の累積欠損金の合計額200億円を上回っています。病院ごとのきめ細かな経営管理が望まれます。

3 『平成22年度岩手県電気事業会計決算』審査意見書



(1) 決算の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 44 億 5,621 万 4,360 円に対し、事業費用は 38 億 7,922 万 1,304 円で、差引き 5 億 7,699 万 3,056 円の純利益を確保した。
- ② 純利益は、前年度に比べ 1 億 8,564 万 3,698 円減少した。
- ③ これは、出水率が前年度に比べて上昇したものの、電力料金の改定により売電単価が下がったことにより事業収益が減少したことに加え、修繕費や減価償却費等の増加に伴い事業費用が増加したためである。

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	4,456,214 千円	4,492,908 千円	△36,694 千円	△0.8%
事業費用 (b)	3,879,221 千円	3,730,271 千円	148,950 千円	4.0%
純利益 (c) = (a) - (b)	576,993 千円	762,637 千円	△185,644 千円	△24.3%
当年度未処分利益剰余金 (d)	576,993 千円	762,637 千円	△185,644 千円	△24.3%

(2) 審査意見

- ① 今後の経営に当たっては、「長期経営方針」を着実に実行し、老朽化した発電施設の修繕・改良を計画的に進めて電力の安定供給に努めるとともに、業務の効率化や経費の効果的な執行により安定的な経営に努めること。
- ② 再生可能エネルギーの開発に向けた調査を積極的に実施し、企業の健全性、経済性を考慮しながら事業化の検討を進めること。
- ③ クリーンエネルギー導入支援等の地域貢献活動については、県民福祉の向上や地域の発展に寄与していると認められることから、今後も積極的に取り組むこと。

4 『平成22年度岩手県工業用水道事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 9 億 8,497 万 3,134 円に対し、事業費用は 8 億 2,646 万 2,988 円で、差引き 1 億 5,851 万 146 円の純利益を確保した。
- ② 純利益は、前年度に比べ 2,810 万 5,379 円減少した。
- ③ これは、東日本大震災が発生した平成23年3月11日から、同年3月31日までの工業用水料金等を免除したことなどにより、営業収益が5,126万円余減少したことなどによるものである。

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	984,973 千円	1,036,442 千円	△51,469 千円	△5.0%
事業費用 (b)	826,463 千円	849,826 千円	△23,363 千円	△2.7%
純利益 (c) = (a) - (b)	158,510 千円	186,616 千円	△28,106 千円	△15.1%
前年度繰越欠損金 (d)	— 千円	64,685 千円		
当年度未処分利益剰余金 (e) = (c) + (d)	158,510 千円	121,931 千円		

(2) 審査意見

- ① 契約水量の増量による収入の確保や、支払利息軽減のため高利の企業債の借換制度の拡大を国へ要望するなど経営努力が認められるが、依然として企業債、一般会計出資金や電気会計からの借入金に依存する割合が高いことから、未売水対策を推進するとともに、さらなる業務の効率化と経費の効果的な執行によって収益の確保を図り、財務体質の改善に努めること。
- ② 今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に基づいた取組を着実に実行することによって、老朽化した施設の修繕・改良計画を推進し、良質な工業用水の安定供給が継続できるよう努めること。

5 『平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率』審査意見書

(1) 『平成22年度決算に基づく健全化判断比率』審査結果

審査に付された平成22年度の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比 率 名	平成 22 年度	(参 考)			
		平成 21 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	3. 7 5 %	5. 0 0 %
連結実質赤字比率	—	—	—	8. 7 5	2 0. 0 0
実 質 公 債 費 比 率	1 5. 6	1 4. 1	1. 5	2 5. 0	3 5. 0
将 来 負 担 比 率	2 8 6. 1	3 0 5. 9	△ 1 9. 8	4 0 0. 0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

② 連結実質赤字比率

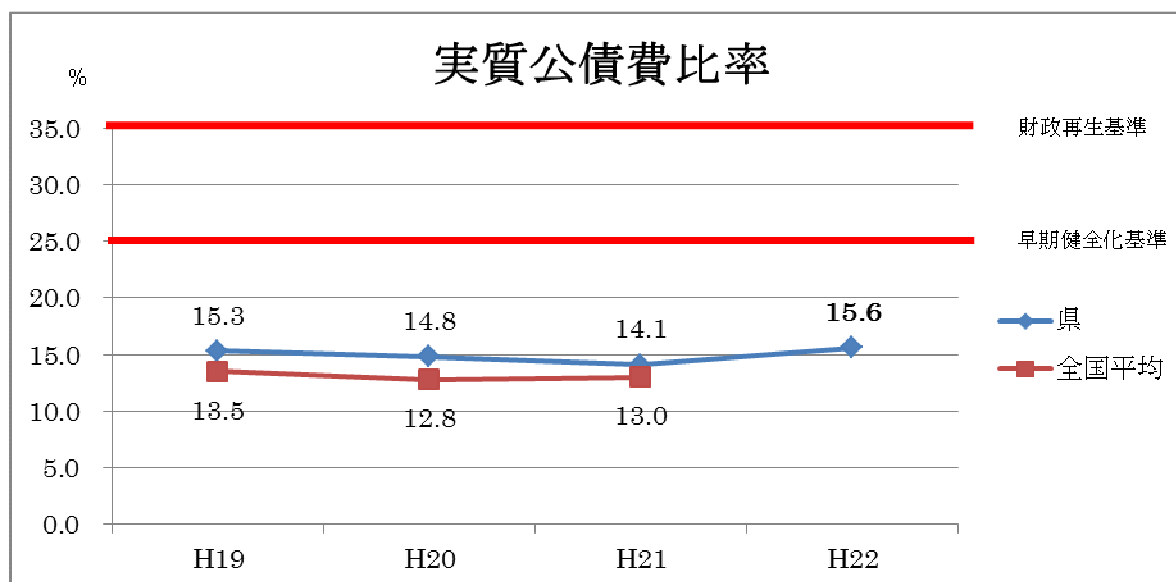
連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、15.6%で、前年度に比べ 1.5 ポイント増加し、早期健全化基準の 25.0%を 9.4 ポイント下回っている。

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。

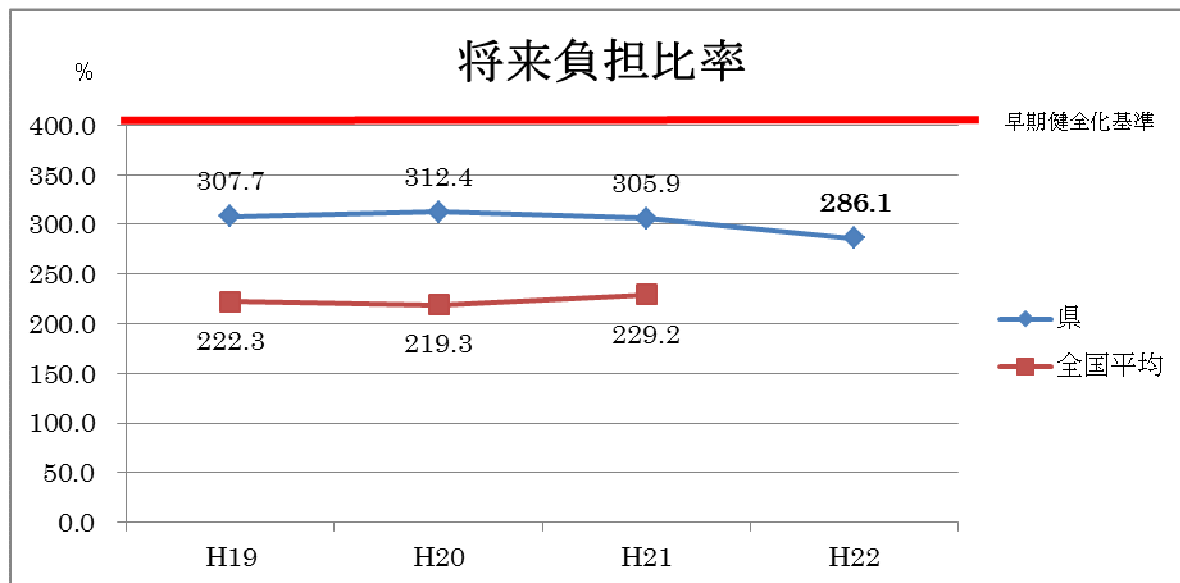


④ 将来負担比率

将来負担比率は、286.1%となっており、前年度に比べ 19.8 ポイント減少し、早期健全化基準の 400.0%を 113.9 ポイント下回っている。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。



(2) 『平成22年度決算に基づく資金不足比率』審査結果

審査に付された各公営企業会計の平成22年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各公営企業会計の資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

公営企業会計名	平成22年度 資金不足比率	(参 考)		
		平成21年度 資金不足比率	増 減	経営健全化基準
岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	ポ イ ント —	20.0 %
岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	
岩手県立病院等事業会計	—	—	—	
岩手県電気事業会計	—	—	—	
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	